

広島県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大和久井線	三原市大和町下徳良字前川内二九二九番一地从 三原市大和町下徳良字前川内二九二九番一 地先まで	平成二十七年三月二十六日